

米子駅南北自由通路の愛称を募集します

令和5年夏、米子駅南北自由通路が開通します。新しく誕生する自由通路が、駅を利用される方や地域の皆さんに末永く親しんでいただけるように、愛称を募集します。

皆様のご応募を、お待ちしております！

■応募要件

- ▶ 自作の未発表作品であること
- ▶ 他者の商標、著作権等の権利を侵害しないものであること
- ▶ 営利を目的とした特定の個人名や企業名でないこと

※ 応募者の資格は問いません。

※ 1人1作品とします。

※ 最優秀賞発表、広報などの際には、応募者の氏名や住所(市町村名まで)を掲載します。

※ くわしくは、市ホームページを確認してください。

■応募方法

応募用紙に必要事項を記入のうえ、都市創造課にご持参いただくか、郵便、FAX、Eメールで提出してください。「とっとり電子申請サービス」からも応募できます。応募用紙は、市役所、淀江支所、市内各公民館などに設置しているほか、市ホームページでもダウンロードできます。



<https://www.city.yonago.lg.jp/23743.htm>

■ 募集期間 6月1日(水)～30日(木)

☎・応募先

都市創造課

(☎) 23-5356、(FAX) 23-5392)

令和5年夏 完成イメージ



▲自由通路(改札口付近)



▲米子駅北口から見た自由通路



▲米子駅南口から見た自由通路

フレイル対策拠点で健康づくり

フレイル対策のさらなる推進のため、市内3か所にフレイル対策拠点を設置しました。フレイル度チェックが受けられるほか、運動教室を開催します。いつまでも生き生きと暮らすために、ぜひご活用ください！

- ①弓浜地域老人福祉センター
大篠津町 385-47



- ② Chukai コムコムスクエア
四日市町127-1 ローズセントラルビル1階



- ③淀江ゆめ温泉（白鳳の里）
淀江町福岡 1548-1



☎健康対策課

(☎ 23-5458、FAX 23-5360)

出水期に備えましょう

6～10月は、集中豪雨や台風などで川が増水しやすい時期（出水期）です。土砂災害や河川の氾濫のおそれがある場合は、気象庁や市が発表する情報に注意しましょう。早い段階で安全な場所に避難することが、命を守ることに繋がります。

■避難先

避難先は、市が指定する避難所でなくてもかまいません。親戚や友人の家などの安全な場所への避難も考えておきましょう。

外に出ることが危険と感じるような状況になった場合、自宅の2階や近隣の建物の高いところ、また、崖から離れたところで安全を確保してください。

■ハザードマップ

洪水や土砂災害が起こったときに、どのくらいの被害が想定されるかを表したマップです。

ハザードマップを参考に、地域や家族で逃げるタイミングや避難先を検討し、出水期に備えましょう。市のハザードマップは市役所窓口や公民館で配布しているほか、市ホームページで確認できます。



■米子市・日吉津村 WEB 版ハザードマップ

WEB版では、洪水、土砂災害、津波に関する警戒区域の細かい部分も拡大して確認できます。



☎防災安全課

(☎ 23-5337、FAX 23-5387)

特別医療費受給資格証の更新手続き

次の方は、特別医療費受給資格証の更新の手続きが必要です。手続きをされた方へ順次、新しい資格証を送ります。

■ひとり親家庭の方

(青色の特別医療費受給資格証の「ひとり親家庭」の欄に丸印のある方)

▶更新手続き開始 6月中旬から

▶更新の流れ

更新できる方には、通知を送ります。通知が届いたら、次の書類を提出してください。

▶更新に必要な書類

健康保険証(受給者および扶養している18歳までのお子さん全員分)の写し

各種年金証書の写し(年金を受給している方のみ)

■身体障がい者・知的障がい者の方

(黄色の特別医療費受給資格証をお持ちの方)

精神障がい者2級・3級の方

(紫色の特別医療費受給資格証をお持ちの方)

▶更新手続き開始 6月中旬から

▶更新の流れ

①社会保険に加入または扶養されている方には、通知を送ります。

②通知が届いたら、受給者ご本人の健康保険証の写しを提出してください。

※国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入中の方は、更新の手続きは必要ありません。

■更新の際の注意点

▶個別に必要な書類の提出をお願いする場合があります。

▶前年の更新から1年間更新手続きをされない場合は、資格が喪失します。

▶以前に所得制限などのため特別医療費受給資格を喪失している方で、令和3年中の所得状況等に変動があった場合、受給資格を再取得できることがありますのでご相談ください。

▶令和4年1月1日に米子市に住居登録のない方は、前住所地の所得課税証明書(世帯全員)が必要です。ただし、すでに所得情報照会同意書を提出されている方で判定可能な場合は必要ありません。

▶重度心身障がい者の方(青色の特別医療費受給資格証(重度心身等)をお持ちの方)の手続きについては、広報よなご7月号でお知らせします。

☎市民二課

(☎23-5123・23-5127、FAX23-5391)



ヒューマンライツ

～みんながしあわせな社会をめざして～

人権(ヒューマンライツ)について考えます

外見からは わからない病気があります

☎ 人権政策課 (☎23-5415 FAX37-3184)

一見、健康そうに見えても、病気により薬などで症状をコントロールしながら日常生活を送っている人は多くいらっしゃいます。外見からは病気だとわからないので、怠けているのではないかと誤解され、つらい思いをしている人もおられます。

また、差別を恐れ、病気であることを知られたくないと思う人も少なくありません。

これまでも、感染症や難病等に対する人権問題が起きています。

自分の言動が差別や偏見につながっていないか、差別を防ぐために私たちはどう行動すべきか、改めて考えてみましょう。

■米子市人権情報センターのおすすめ

米子市人権情報センターでは、人権に関するDVD・ビデオ、書籍等の貸し出しを行っています。今回は病気の人に関するDVDを紹介します。

▷「知りたいあなたのこと～外見からはわからない障害・病気を抱える人～」(21分)

当事者はどんな場面で困っているのか、どんな配慮が求められているのかなど、私たちにできることを共に考えていく内容です。



—すべての拉致被害者の一刻も早い帰国実現をめざして— <県民メッセージ抜粋>

とにかく知ってもらいたい。そして、関心を抱いて欲しい。それが、自分たちに出来る第一歩だと思います。

学校給食 いきいき こめっこレシピ

No.48 鶏肉とユネギーズの故郷丼



材料（4人分）

鶏もも肉…200g	白ネギ…1本
塩麹…小さじ1	砂糖…小さじ1
たまりしょうゆ…小さじ1	濃口しょうゆ…大さじ1
みりん…小さじ1/2	酒…小さじ1
三温糖…小さじ1/4	片栗粉…小さじ1/2
おろし生姜…少々	炒め油…適量

作り方（所要時間約15分）

- ① 鶏肉は食べやすい大きさに切り、Aの調味料に漬けておく。
- ② 白ネギは1cmの厚さに切っておく。
- ③ フライパンを熱し、炒め油を入れ、①の鶏肉と白ネギをフライパンでこんがり焼く。（オープンやトースターで焼いても良い。）
- ④ フライパンでBの調味料を入れて煮立たせた後、水で溶いた片栗粉を入れ、③を入れてさっとからめる。

今月のひとくち食育

米子市の学校給食では、毎年ふるさとの食べ物を使った料理を市内の小学校4年生から中学生に募集し、その中から選ばれた料理を給食の献立として提供しています。

この「鶏肉とユネギーズの故郷丼」は、米子のおいしい白ネギと鶏肉をたっぷり食べてもらいたいと考えられた料理です。子どもたちにとっても好評だったので、給食にこれからどんどん登場する予定です。
 圃学校給食課（☎33-4751、FAX33-4757）

米子市営住宅入居者募集

■所在地、規格、家賃など

住宅名(所在地)	部屋番号	間取り	家賃月額
万能町住宅 (万能町)	402	3K	10,800円 ～21,200円
五千石住宅 (五千石)	25R1-201 子育て世帯等優先	2LDK	23,200円 ～45,600円
	25R2-106	2LDK	23,800円 ～46,800円

※子育て世帯等優先枠は、母子生活支援施設から退所する世帯を優先的に選考します。

■受付期間 6月1日(水)～7日(火)

■受付場所 住宅政策課(市役所本庁舎2階)
 淀江支所地域生活課(淀江支所1階)

■必要書類

マイナンバーを確認できるものと本人確認書類
 ※申込理由により添付書類が必要な場合があります。
 添付書類については住宅政策課にご確認ください。

■入居選考方法 6月9日(木)公開抽選

■入居可能予定日 7月1日(金)

※入居手続きには、保証能力のある連帯保証人1人と敷金として家賃3か月分が必要です。

圃住宅政策課（☎23-5263、FAX23-5396）

春～夏は除草をしましょう

春～夏は、草木が繁茂するため、適切に管理されていない土地に関する相談が多く寄せられます。所有されている土地の様子を定期的に確認し、除草をお願いします。



■ご自身で除草等できないときは

「米子市空家・空地管理事業者」「造園業者」などに委託できます。

■空家・空地管理事業者を紹介しています

空家・空地管理業務を行っている事業者を、市が紹介する制度を開始しました。空き家や空き地をご自分で管理するのが難しい方は、登録管理事業者に管理を依頼し、適切な管理に努めましょう。事業者は、市ホームページから確認できます。



圃環境政策課（☎23-5257、FAX23-5258）